

# 会 則

(名称)

第1条 この会は、「リベルタちば」と称し、代表宅に事務局をおく。

(目的)

第2条 この会は、街づくりに男女共同（平等）参画の視点を入れて、よりよい社会の実現に向けて活動することを目的とする。

(役員)

第3条 この会は、代表、広報、会計等をおく。代表については、共同代表制とすることもできる。

(任期)

第4条 代表の任期は、1期2年とし、再選をさまたげない。

(会員)

第5条 この会は、第2条の目的に賛同した者によって構成される。

(会費)

第6条 この会は、年会費1人2,000円と寄付金等をもって運営する。

(事業)

第7条 講演会、研修・学習会等を通し、この会の目的のために活動する。

(会計)

第8条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 附則

この会則は、2003年9月1日に発効する。

この会則は、2013年11月1日に発効する。

この会則は、2014年1月8日に発効する。